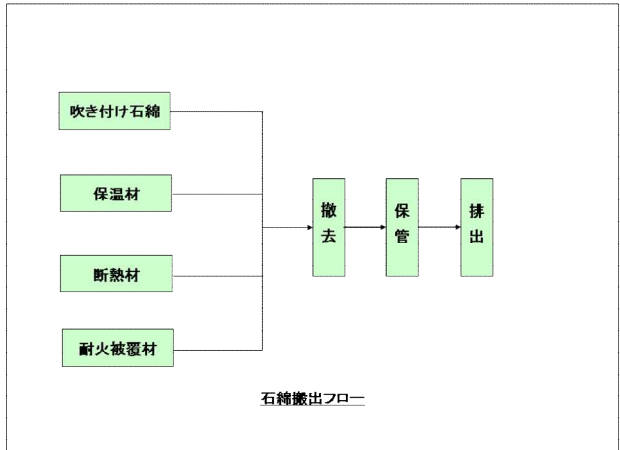
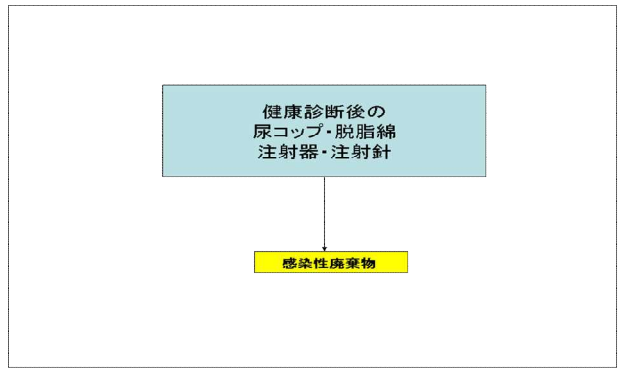


様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 2023年 6月 30日 大津市長 殿	
提出者 住所 滋賀県大津市園山一丁目1番1号 東レ株式会社 滋賀事業場 氏名 常任理事 滋賀事業場長 <b>黒川 健</b> （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 077-533-8044	
事業場の名称	東レ株式会社 滋賀事業場
事業場の所在地	大津市園山一丁目1番1号
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	合成繊維、およびプラスチック製品の製造
②事業の規模	22,300万円/年
③従業員数	1,694人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="text-align: center;"> <p>合成反応フロー</p> <pre>                     graph LR                         A[原料] --&gt; B[仕込]                         B --&gt; C[反応]                         C --&gt; D[洗浄]                         D --&gt; E[濃縮]                         E --&gt; F[精製]                         F --&gt; G[濃縮]                         G --&gt; H[完成]                         D --&gt; I[廃液]                         E --&gt; I                         F --&gt; I                         G --&gt; I                     </pre> </div>

④産業廃棄物の一連の処理の工程



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理責任者		東レ株式会社滋賀事業場 常任理事・滋賀事業場長 黒川 健
処理責任者 及び特別管理廃棄物責任者		環境保安課長
発生・保管責任者		廃棄物を発生し、保管する部署の長
役割	安全衛生防災環境委員会 及び環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－事業場長                      ・委員－各部門部署長 ・事務局－環境保安課
	管理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○事業場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	処理責任者 兼特別管理廃棄物責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙の通り t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・別紙のとおり		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t	別紙のとおり t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 委託先処理業者の現地確認を定期的実施している。				

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程での排出量最小化に継続して取り組む。</li> <li>・ 優良認定業者を中心に処分業者を選定する。</li> <li>・ マテリアルリサイクル等リサイクルを推進していく。</li> </ul>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（2021年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	261 t
	(今後実施する予定の取組)	
引き続き、電子マニフェスト対応可能な処理業者とのみ取引することを継続する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

